

原告団声明

玄海3・4号機「許可取消し」と「運転差し止め」 佐賀地裁の不当判決に抗議する

本日2021年3月12日、佐賀地方裁判所(達野ゆき裁判長)は、国相手の「玄海原発3・4号機原子炉設置変更許可取消し」、及び、九州電力相手の「玄海3・4号機運転差し止め」の二つの裁判において、市民の申し立てを2件とも棄却した。3.11 東京電力福島原発事故の犠牲を何ら教訓とせず、事故後につくられた安全基準さえ守っていないことを許す極めて不当な判決である。

原子力発電所は幾多の危険性を抱えている工場である。原発はウラン鉱山での労働から廃炉まで、この先何万年と被ばく労働の犠牲の上にか成り立たない事を知った。使用済核燃料の行方もまったく見えていない。加えて原発で事故が起きれば、放射能汚染で人々の全ての暮らしを奪うことを福島原発事故が証明した。私たちは「生きるためのふるさとを、この世界中を放射能汚染し続ける原発はやめてもらいたい」と、国と九州電力を相手に司法に訴えた。

裁判では地震動過小評価、火山巨大噴火の可能性、配管検査体制、重大事故対策と主に4項目に争点を絞り闘ってきた。

地震では、国が定めた「地震動審査ガイド」には基準地震動を定める際に「経験式が有するばらつきを考慮せよ」という規定がある。福島原発事故を踏まえ、付け加えられたものだ。しかし、国・九電はガイドに反して「ばらつき」を考慮しなかった。また、断層面の地震の大きさを求める現行の「入倉・三宅式」、震源における地震動の加速度のレベルを求める「壇他の式」という経験式そのものが過小評価となっていることから、私達はこれらに代えてそれぞれ「武村式」と「片岡式」を用いるべきと主張してきた。

火山では、「破局的噴火の可能性がないとはいえない」ことから、そもそも原発は立地不適であり、火山灰降下時の電源確保や核燃料の安全な搬出等ができないなど影響評価の面でも安全を確保できないことを私達は主張してきた。また「巨大噴火の可能性は想定しなくてよいという社会通念がある」という「社会通念論」の誤りを、法を無視してはならないと批判してきた。

しかし、司法は私たちの主張をことごとく退け、国や九電の法規違反を追認したのである。

国は、原発は「核の平和利用だ」と住民を欺いてきた。加えて国に追随してきた立地自治体の責任は重大である。その結果、人々の命と暮らしを奪い、その犠牲は取り返しのつかないものであることを学んだはずだ。しかし、九州電力も佐賀県も玄海町も、「国の許可を得たこと」を大義名分に再稼働した。これまで起きた原発事故を教訓ともせず、なおも安全神話を引きずり、再稼働を許可した国と、経済優先で再稼働した九州電力、そしてこれを許した司法に強く抗議する。玄海3・4号機を止めるため、私たちはただちに控訴して闘う。

これからもみなさんと力を合わせ「原発のない安心して暮らせる社会」を目指して、行動を続けていく決意である。

2021年3月12日

玄海原発3・4号機原子炉設置変更許可取消請求裁判 原告団
玄海原発3・4号機運転差し止め請求裁判 原告団

連絡先: 玄海原発プルサーマルと全基をみんなで止める裁判の会 (090-3949-2103)